二十六　第四条の二第一項第二十六号の移動式製造設備の粉じんの飛散を防ぐための措置

二十七　第四条の二第一項第二十七号の移動式製造設備の静電気を除去する措置

二十八　第四条の二第一項第二十八号の移動式製造設備の製造を中止する構造

二十九　第四条の二第一項第二十九号の移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部の摩擦により当該特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない措置

三十　第四条の二第一項第三十号の移動式製造設備に備え付ける収納又は装填するためのホースの摩擦、衝撃及び静電気に対する安全な措置

三十一　第四条の二第一項第三十一号の特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置

三十二　第四条の二第一項第三十二号の特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料の運搬容器

三十三　第四条の二第一項第三十三号イの廃薬焼却場

二十六　移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料の粉じんの飛散を防ぐための措置の維持管理状況を、目視等により検査する。

二十七　移動式製造設備の静電気を除去する措置の維持管理状況を、目視等及び記録により検査する。

二十八　移動式製造設備について、製造中に異常が発生した場合に直ちに製造を中止することができる構造の維持管理を目視等及び図面により検査する。

二十九　移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部の摩擦により当該特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない措置の維持管理状況を、目視等及び記録により検査する。

三十　移動式製造設備に備え付ける収納又は装填するためのホースの維持管理状況を目視等及び記録により検査する。

三十一　特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備について、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置の維持管理状況を、目視等、図面又は記録により検査する。

三十二　特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料を運搬する容器の維持管理状況を目視等により検査する。

三十三　廃薬焼却場について、移動区域内に設置されていることを、目視等により検査する。

二十六　第四条の二第一項第二十六号の移動式製造設備の粉じんの飛散を防ぐための措置

二十七　第四条の二第一項第二十七号の移動式製造設備の静電気を除去する措置

二十八　第四条の二第一項第二十八号の移動式製造設備の製造を中止する構造

二十九　第四条の二第一項第二十九号の移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部の摩擦により当該特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない措置

三十　第四条の二第一項第三十号の移動式製造設備に備え付ける収納又は装填するためのホースの摩擦、衝撃及び静電気に対する安全な措置

三十一　第四条の二第一項第三十一号の特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置

三十二　第四条の二第一項第三十二号の特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料の運搬容器

三十三　第四条の二第一項第三十三号イの廃薬焼却場

二十六　移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料の粉じんの飛散を防ぐための措置の維持管理状況を、目視等により検査する。

二十七　移動式製造設備の静電気を除去する措置の維持管理状況を、目視等及び記録により検査する。

二十八　移動式製造設備について、製造中に異常が発生した場合に直ちに製造を中止することができる構造の維持管理を目視等及び図面により検査する。

二十九　移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部の摩擦により当該特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない措置の維持管理状況を、目視等及び記録により検査する。

三十　移動式製造設備に備え付ける収納又は装填するためのホースの維持管理状況を目視等及び記録により検査する。

三十一　特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備について、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置の維持管理状況を、目視等、図面又は記録により検査する。

三十二　特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料を運搬する容器の維持管理状況を目視等により検査する。

三十三　廃薬焼却場について、移動区域内に設置されていることを、目視等により検査する。

二十六　移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料の粉じんの飛散を防ぐための措置の維持管理状況を、目視により検査する。

二十七　移動式製造設備の静電気を除去する措置の維持管理状況を、目視及び記録により検査する。

二十八　移動式製造設備について、製造中に異常が発生した場合に直ちに製造を中止することができる構造の維持管理を目視及び図面により検査する。

二十九　移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部の摩擦により当該特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない措置の維持管理状況を、目視及び記録により検査する。

三十　移動式製造設備に備え付ける収納又は装填するためのホースの維持管理状況を目視及び記録により検査する。

三十一　特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備について、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置の維持管理状況を、目視、図面又は記録により検査する。

三十二　特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料を運搬する容器の維持管理状況を目視により検査する。

三十三　廃薬焼却場について、移動区域内に設置されていることを、目視により検査する。